

第 1 編 総 論

- 第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 市の事務又は業務の大綱等
- 第 4 章 市の地理的、社会的特徴
- 第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を迅速・的確に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、次のとおり定める。

第1節 市の責務及び計画の目的・根拠

1 市の責務

市（「市長」又は「市長及びその他の執行機関」をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を迅速・的確に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 計画の目的・根拠

この計画は、武力攻撃事態等における市の責務を果たすため、住民の避難や避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などについて必要な事項を定め、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済への影響を最小とすることを目的とする。

市は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」又は「法」という。）、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）、東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）に基づき、この計画を作成する。

3 計画の位置づけ

この計画は、市が行う「武力攻撃事態等における国民保護措置」、「平素からの備え」に関する指針となるべき基本的な計画である。市は、この計画に基づくとともに、国の新たなシステムの構築や都の規定整備等を踏まえて、具体的な基準や関係機関との協定等の整備を図る。

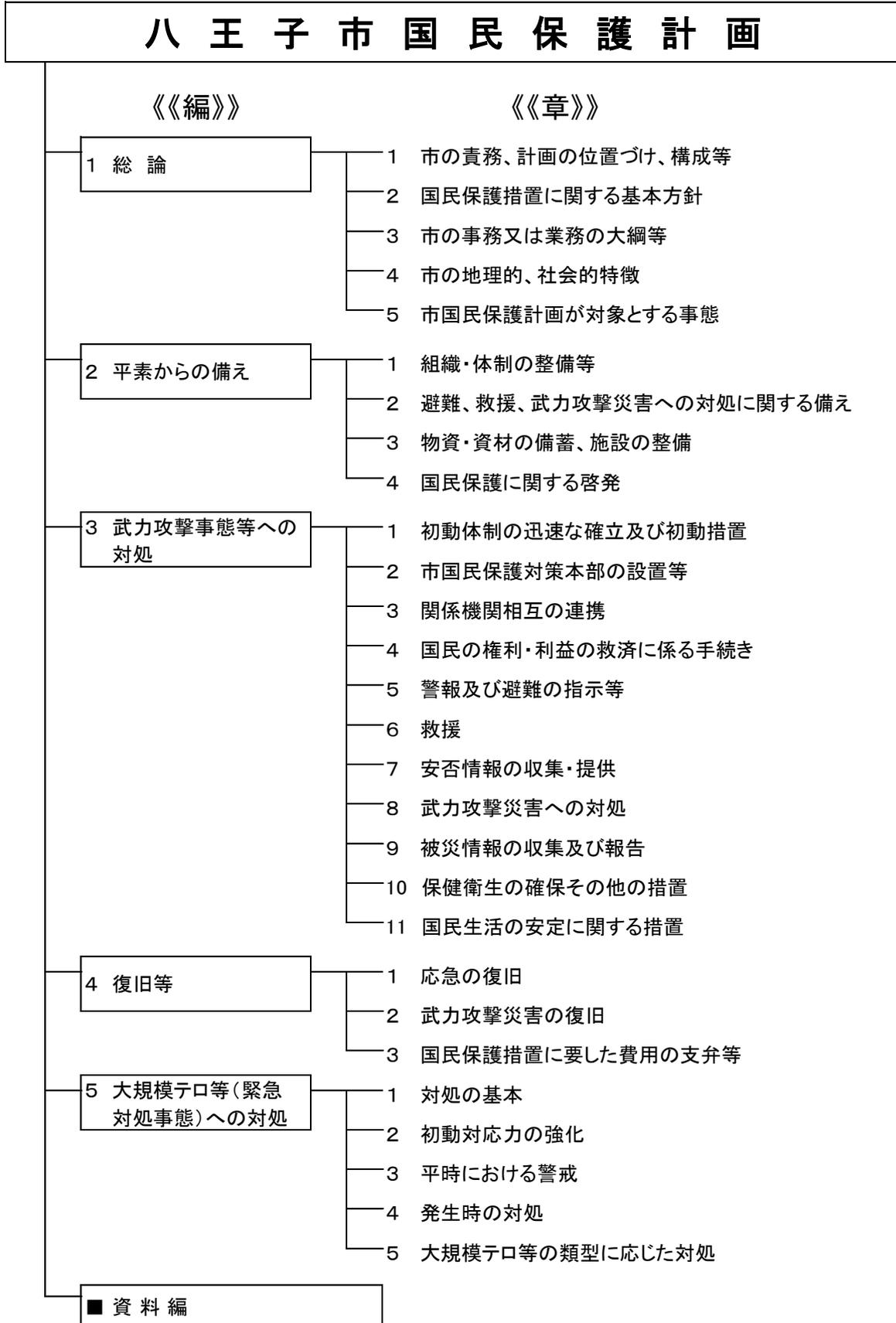
4 計画に定める事項

この計画は、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・市が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練、物資・資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施する体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関し他の地方公共団体、関係機関との連携に関する事項
- ・上記のほか、市長が必要と認める事項

第2節 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりとする。



第3節 計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

この計画は、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。なお、見直しに当たっては、八王子市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く市民や関係者などの意見を求める。

2 市国民保護計画の変更手続

この計画を変更する場合は、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会への報告及び市民等への公表を行う。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、八王子市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するに当たり特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手続の下に行い、国民を差別的に取り扱うこと、思想・良心の自由や表現の自由を侵すことがあってはならないことに留意する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国や都、近隣市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制を整備するよう努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、国民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者、難病患者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報の内容の伝達や避難誘導などの国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法^(*)の的確な実施を確保する。

(*) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーブ諸条約、1977年のジュネーブ諸条約に対する追加議定書等をいう。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、各機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

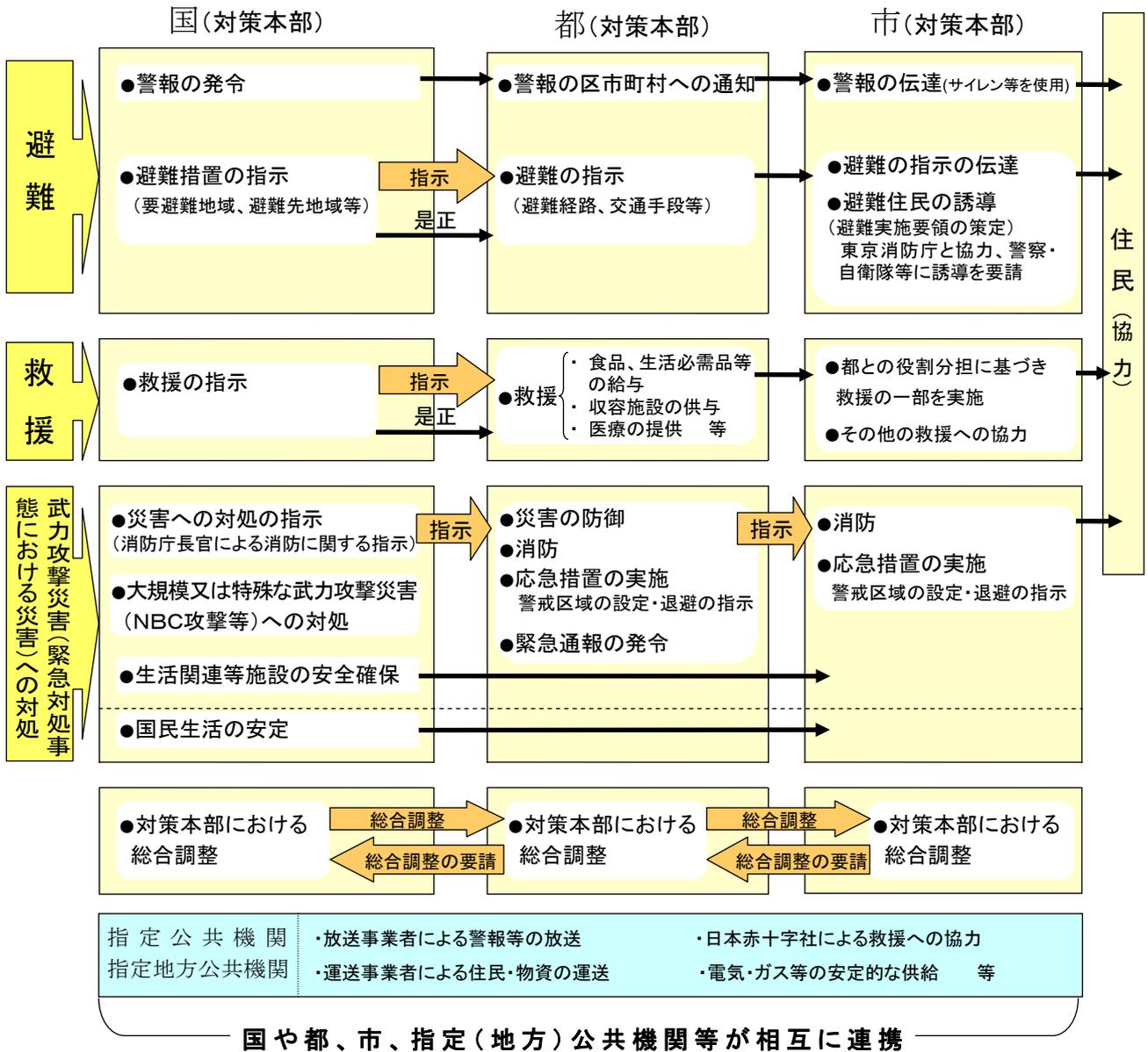
市は、日本に居住し、又は滞在しているあらゆる外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 業務の全体像

国民保護に関する業務の全体像



2 事務又は業務の大綱

○ 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容・避難の指示の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 都の事務又は業務の大綱（都国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を迅速・的確に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について確認する。

1 位置

本市は、首都東京（都心）の40 km圏にあり、東京都の西端部に位置する。

市役所（元本郷町三丁目24番1号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりである。

市役所の位置	東 経	139° 18′ 55″
	北 緯	35° 40′ 00″
	海 抜	126.46m
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

2 面積、広ぼう及び海拔

市の面積、広ぼう及び海拔は次のとおりで、多摩26市の合計面積の約24%を占める。

市 全 体	面 積	市全体	186.38 km ²
	広ぼう	周 囲	95.8 km
		東 西	24.3 km
		南 北	13.4 km
	海 抜	最 高	862.7m
		最 低	63.0m

※広ぼう、海拔は、平成27年3月6日面積改訂前の値である。

（市資料）

3 地形、地質

市域の地形を概観すると、山地、丘陵、台地、低地に区分することができる。

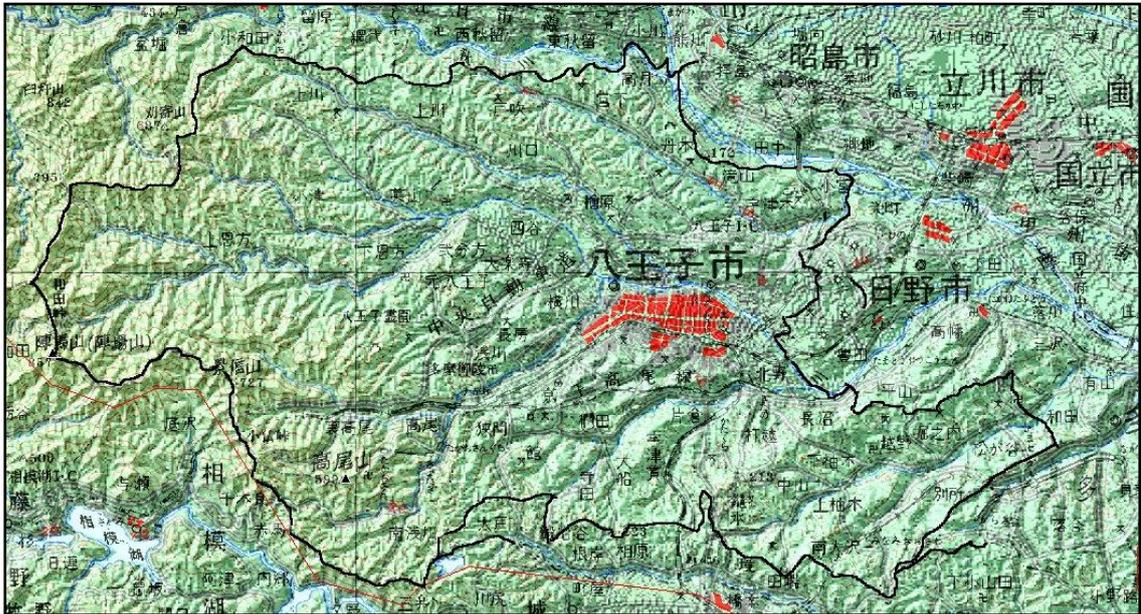
市の中心街は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっている。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっている。多摩丘陵は、町田市、稲城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっている。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、多摩川に合流する。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川などの流域にある。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接している。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、

北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出している。南浅川の南方には小比企丘陵があり、その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵がある。

八王子市の地形図



(国土地理院 1/5 万地形図を加工：市地域防災計画（令和4年修正）第1編 P23 より)

4 気象

近年、本市も都市気候化が徐々に進行している。

気温は夏季には37℃前後、冬季には10℃を超える日がある一方で-4℃前後となる日もある。年間の降水量は、ここ数年の平均で1,630mm前後となっている。

気象概表

年及月	次 び 次	気 温 (℃)			降 水 量 (mm)	最 大 日 降 水 量 (mm)	最 小 湿 度 (%)	風 速 (m/s)						
		月 平 均	月 最 高	月 最 低				平 均 風 速	最 大 瞬 間 風 速、風 向					
平成27年		15.4	37.5	-6.0	1,740.0	200.5	15	2.6	23.7 北北西					
	28	15.5	38.0	-6.2	1,487.0	175.5	12	2.7	28.0 南					
	29	14.9	36.7	-5.9	1,514.5	175.0	6	2.7	24.6 南西					
	30	15.9	39.3	-8.7	1,436.0	87.0	8	2.8	45.6 南南東					
令和元年		15.6	37.0	-4.8	1,966.0	392.5	10	2.7	33.3 北					
	1月	3.6	13.9	-4.8	12.5	12.5	10	2.5	19.6 北北西					
	2	5.9	19.7	-3.8	23.5	16.0	14	2.4	19.0 北					
	3	9.3	21.7	-1.4	119.5	40.0	10	2.9	21.4 北					
	4	12.7	25.5	-1.1	86.0	32.0	12	3.4	21.5 北北西					
	5	19.0	33.6	4.5	128.5	105.5	15	3.4	22.9 南					
	6	21.4	32.4	13.6	211.0	68.0	24	3.0	18.9 南					
	7	24.1	35.8	17.5	212.0	31.5	45	2.4	18.3 南					
	8	28.3	37.0	20.8	200.0	62.0	41	3.0	23.5 南南東					
	9	24.6	36.3	16.0	152.5	70.5	29	2.6	33.3 北					
	10	18.7	30.6	9.7	673.0	392.5	33	2.7	25.5 北北西					
	11	12.2	23.3	-0.9	97.0	42.5	25	2.1	15.6 北					
	12	7.4	18.2	-1.4	50.5	19.0	26	2.0	21.0 北					
年及月	次 び 次	気 温 階 級 別 日 数				降 水 量 階 級 別 日 数					風速10m/s 以 上 の 日	日 照 時 間 (h)	雷 雨 日 数 (1mm以上)	
		最低気温		最高気温		1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上	100mm 以上				
		-5℃ 以下	0℃ 未 満	25℃ 以 上	30℃ 以 上									
平成27年		4	55	118	46	117	46	14	7	2	34	1,992.5	9	
	28	2	54	120	55	114	46	10	5	1	40	1,869.9	8	
	29	5	74	119	51	92	41	10	6	2	41	2,131.3	14	
	30	10	56	131	67	91	45	11	5	-	44	2,154.1	14	
令和元年		-	53	113	53	109	45	18	6	2	43	1,966.2	12	
	1月	-	30	-	-	1	1	-	-	-	2	232.0	1	
	2	-	13	-	-	4	1	-	-	-	1	157.9	-	
	3	-	3	-	-	10	5	1	-	-	5	189.9	-	
	4	-	1	1	-	7	2	2	-	-	11	203.1	1	
	5	-	-	12	4	5	2	1	1	1	7	223.5	1	
	6	-	-	17	3	13	5	2	1	-	4	133.2	1	
	7	-	-	19	9	19	8	1	-	-	2	73.3	-	
	8	-	-	31	24	12	6	3	1	-	2	179.3	4	
	9	-	-	27	10	8	4	2	1	-	2	133.2	3	
	10	-	-	6	3	16	7	5	2	1	4	101.8	1	
	11	-	1	-	-	9	2	1	-	-	1	186.7	-	
	12	-	5	-	-	5	2	-	-	-	2	152.3	-	

(統計八王子 (令和2年 [2020年] 版))

5 人口

八王子市は、都心から40km圏内にある多摩地域最大の都市であり、国道16号や国道20号などが交差する交通の要衝としてなどの立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地開発、都市化が進んだ。その結果、本市の人口は、昭和30年頃から昭和55年頃にかけて急激に増加した。しかし、昭和50年代後半から人口増加の割合は、やや緩やかになってきている。

市全体	人口	562,145人
	世帯数	279,627世帯
	人口密度	3,016人/km ²
	1世帯当たり人口	2.01人

(市資料：令和5年1月1日現在) (外国人住民含む)

6 道路

現在、広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、中央自動車道、国道16号、同八王子バイパス、国道20号(甲州街道)、国道411号(滝山街道)、国道468号首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、都道府中相模原線(野猿街道)、都道八王子五日市線(秋川街道)、都道八王子町田線(町田街道)、都道八王子あきる野線(高尾街道)、都道八王子武蔵村山線(多摩大橋通り)、都道山田宮の前線(美山通り)の12路線である。また、都道上館日野線(北野街道)、都道上野原八王子線(陣馬街道)、都道下柚木八王子線(野猿街道)、都道淵上日野線(新滝山街道)、都道瑞穂あきる野八王子線、都道小山乞田線(多摩ニュータウン通り)、都道八王子城山線等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

7 鉄道

鉄道は、東西方向にJR中央線及び京王電鉄京王線・高尾線・相模原線、南北方向にJR八高線・横浜線及び多摩都市モノレールの計7路線が通っており、そのうちJR八高線・横浜線と京王電鉄京王線・高尾線の4路線が市内の駅を始発駅にしている。また、高尾山に高尾登山電鉄がある。本市は、従来にも増して多摩地域の交通の要衝になってきている。

8 観光

本市は、豊かな自然に恵まれ、多くの観光客が訪れている。中でも、近年マスメディアにも多く取り上げられている高尾山は観光名所として有名であり、周辺整備を進めている。また、毎年8月に行われる「八王子まつり」は、70万人を超える人々で賑わう市内最大の祭典となっている。

9 大学

市内には、昭和38年ころから大学の進出が相次ぎ、現在では高専・短大をあわせた21校で約10万人の学生が学ぶ全国有数の学園都市となっている。

10 消防

市は、昭和35年4月より消防事務(消防団事務及び消防水利事務を除く。)を東京消防庁に委託している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

この計画では、都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型^(*)を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

※ N=Nuclear：核（物質） B=Biological：生物剤 C=Chemical：化学剤

1 対象とする事態類型

この計画で対象とする事態類型は、次のとおりとする。

事 態	事 態 類 型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
緊急対処事態 (大規模テロ等)	① 危険物質を有する施設への攻撃 ・原発、石油コンビナート等に対する攻撃 ② 大規模集客施設 ^(**) 等への攻撃 ・ターミナル駅、列車等に対する攻撃 ③ 大量殺傷物質による攻撃 ・炭疽菌、サリン等を使用した攻撃 ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃 ・航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃

この計画では、世界で大規模なテロが多く発生している状況や都国民保護計画で大規模テロ対策を重視していることを踏まえ、緊急対処事態（大規模テロ等）への対処を重視する。

^(*) 事態類型は、国の基本指針で示されている。また、国民保護法では、都道府県は基本指針に基づき国民保護計画を、区市町村は都道府県の計画に基づき国民保護計画を作成しなければならないとされていることから、本章における事態類型及び類型ごとの特徴は都の計画によるものである。

^(**) ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設

2 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

事態類型	特 徴
<p>①着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
<p>②ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

事態類型	特 徴
<p>③弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>④航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

3 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおり。

事態類型	特徴
①危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。） ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。（都内には石油コンビナートは存在しない。） ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。
②大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
③大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核物質や生物剤、化学剤等による攻撃が行われた場合、「4 N B Cを使用した攻撃」（次頁）と同様の被害を発生させる。
④交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

4 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり。

種 別	特 徴
<p>■ 核兵器等 (N=Nuclear)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
<p>■ 生物兵器等 (B=Biological)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
<p>■ 化学兵器等 (C=Chemical)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

